

四日市市告示第498号

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年8月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱
四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成19年四日市市告示第137号）
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（目的） 第1条 この要綱は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）に規定する母子家庭又は父子家庭の経済的自立に効果が高い資格の養成機関での修業に対し、その修業期間中の生活の不安を解消し、資格取得を促進するため、高等職業訓練給付金等を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し高等職業訓練修了支援給付金等を修了後に支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。 （給付金の種類） 第2条 給付金の種類は、次のとおりとする。 （1）及び（2）（略） <u>（3） 高等職業訓練促進継続給付金（以下「訓練促進継続給付金」という。）</u> <u>（4） 高等職業訓練修了支援特別給付金（以下「修了支援特別給付金」という。）</u> （対象者）	（目的） 第1条 この要綱は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）に規定する母子家庭又は父子家庭の経済的自立に効果が高い資格の養成機関での修業に対し、その修業期間中の生活の不安を解消し、資格取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し高等職業訓練修了支援給付金を修了後に支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。 （給付金の種類） 第2条 給付金の種類は、次のとおりとする。 （1）及び（2）（略） （3） 高等職業訓練促進継続給付金（以下「訓練促進継続給付金」という。） （4） 高等職業訓練修了支援特別給付金（以下「修了支援特別給付金」という。） （対象者）

第4条 訓練促進給付金の支給対象者は、養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次の各号に掲げる要件を全て満たす市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者で現に20歳に満たない児童を扶養しているものをいう。）であって、対象資格を取得するために養成機関で修業している者とする。

(1) (略)

(2) 就職を容易にするために必要な対象資格の取得を目的とする養成機関において、6月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受験する場合には、情報関係の資格や講座）であり、対象資格の取得が見込まれる者等であること。

(3) (略)

(4) 過去に訓練促進給付金の支給を受けた者でないこと。

2 訓練促進継続給付金の支給対象者は、訓練促進給付金の支給を受け、当該養成機関における修業期間中において又は修了支援特別給付金の支給対象者は、修業開始日の翌日から修了日までにおいて、その扶養する児童が20歳に達し、その後も引き続き当該児童を扶養する配偶者のない母又は父（ただし、20歳に達した児童の他に20歳未満の児童

第4条 訓練促進給付金の支給対象者は、養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次の各号に掲げる要件を全て満たす市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者で現に20歳に満たない児童を扶養しているものをいう。）であって、対象資格を取得するために養成機関で修業している者とする。

(1) (略)

(2) 就職を容易にするために必要な対象資格の取得を目的とする養成機関において、6月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受験する場合には、情報関係の資格や講座）であり、対象資格の取得が見込まれる者であること。

(3) (略)

(4) 過去に訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給を受けた者でないこと。

を現に扶養しているものは除く。)であって、対象資格を取得するために継続して当該養成機関で修業している者とする。

(支給期間等)

第5条 訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の支給の対象となる期間は、養成機関が標準とする修業期間の全期間（その期間が4年を超えるときは4年。以下「全修業期間」という。）とする。

この場合において、訓練促進給付金の支給対象月と訓練促進継続給付金の支給対象月を合算した期間は、全修業期間を超えないものとする。

2 訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了した者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の支給対象期間は、通算で5年を超えないものとする。

3 訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の支給を受け、看護師養成機関を修了した者が、引き続き、保健師又は助産師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の支給対象期間は、通算で4年を超えないものとする。

4 訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の支給は、1ヶ月を単位として支給するものとし、原則として申請のあった日の属する月以降の各月において支給するものとする。この場合において、支給すべき事由が消滅し

(支給期間等)

第5条 訓練促進給付金の支給の対象となる期間は、養成機関が標準とする修業期間の全期間（その期間が4年を超えるときは4年）とする。

2 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了した者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、訓練促進給付金の支給対象期間は、通算で4年を超えないものとする。

3 訓練促進給付金の支給を受け、看護師養成機関を修了した者が、引き続き、保健師又は助産師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、訓練促進給付金の支給対象期間は、通算で4年を超えないものとする。

4 訓練促進給付金の支給は、1ヶ月を単位として支給するものとし、原則として申請のあった日の属する月以降の各月において支給するものとする。この場合において、支給すべき事由が消滅した日の属する月で支給

た日の属する月で支給を終了するものとする。

- 5 修了支援給付金又は修了支援特別給付金は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。ただし、第2項に該当する場合には、看護師養成機関の修了日を、第3項に該当する場合には保健師又は助産師養成機関の修了日を、修了支援給付金又は修了支援特別給付金の修了日とみなす。

(支給額)

第6条 訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

- (1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金又は訓練促進継続給付金の支給の請求をする月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給を請求する場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民

を終了するものとする。

- 5 修了支援給付金は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。この場合において、第2項に該当する場合には、看護師養成機関の修了日を、第3項に該当する場合には保健師又は助産師養成機関の修了日を、修了支援給付金の修了日とみなす。

(支給額)

第6条 訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

- (1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給を請求する場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととな

税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。） 月額 10 万円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の 12 月（その期間が 12 月未満であるときは、当該期間）については、月額 14 万円）

(2) (略)

2 修了支援給付金及び修了支援特別給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が訓練促進給付金又は訓練促進継続給付金の支給の請求をする月の属する年度（修了日の属する月が 4 月から 7 月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 5 万円

(2) (略)

(事前相談)

第 7 条 (略)

2 事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の資格取得への意欲や能力、当該資格の取得見込み等を的確に把握し、適切な助言を行うものとする。

(支給の申請)

第 8 条 給付金の支給を受けようとする者は、所長に対して、四日市市高等職業訓練促進給付金等支給申請書（第 1 号様式。以下「支給申請書」という。）を提出するものとする。ただし、訓練促進給付金の支給申請は、修業

る者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。） 月額 10 万円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の 12 月（その期間が 12 月未満であるときは、当該期間）については、月額 14 万円）

(2) (略)

2 修了支援給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(1) 対象者および当該対象者と同一の世帯に属する者が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度（修了日の属する月が 4 月から 7 月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 5 万円

(2) (略)

(事前相談)

第 7 条 (略)

2 事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の資格取得への意欲や能力、当該資格の取得見込み等を的確に把握するものとする。

(支給の申請)

第 8 条 給付金の支給を受けようとする者は、所長に対して、四日市市高等職業訓練促進給付金等支給申請書（第 1 号様式。以下「支給申請書」という。）を提出するものとする。ただし、訓練促進給付金の支給申請は、修業

を開始した日以後に行うことができるものとし、訓練促進継続給付金の支給申請は、訓練促進給付金の支給が終了した月の翌月以後に行うことができるものとし、修了支援給付金及び修了支援特別給付金の支給申請は、修了日を経過した日以後に行うことができるものとする。

- 2 支給申請書には、次の各号に掲げる給付金の種類に応じ、当該各号に規定する書類を添付しなければならない。ただし、所長がその保有する帳簿その他の資料によって確認することを支給申請者が認める場合は、これを省略することができる。

(1) 訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金

アからエまで (略)

(2) 修了支援給付金及び修了支援特別給付金

アからオまで (略)

- 3 修了支援給付金及び修了支援特別給付金の申請は、修了日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

(受給者の状況の確認)

第10条 所長は、給付金の支給を受けている対象者（以下「受給者」という。）が養成機関に在籍していることを確認するため、受給者に対し、おおむね四半期ごとに在籍証明書の提出又は出席状況の報告を求めることにより、当該受給者の養成機関の在籍状況を確認

を開始した日以後に行うことができるものとし、修了支援給付金の支給申請は、修了日を経過した日以後に行うことができるものとする。

- 2 支給申請書には、次の各号に掲げる給付金の種類に応じ、当該各号に規定する書類を添付しなければならない。ただし、所長がその保有する帳簿その他の資料によって確認することを支給申請者が認める場合は、これを省略することができる。

(1) 訓練促進給付金

アからエまで (略)

(2) 修了支援給付金

アからオまで (略)

- 3 修了支援給付金の申請は、修了日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

(受給者の状況の確認)

第10条 所長は、給付金の支給を受けている母子家庭の母又は父子家庭の父（以下「受給者」という。）が養成機関に在籍していることを確認するため、受給者に対し、おおむね四半期ごとに在籍証明書の提出又は出席状況の報告を求めることにより、当該受給者の

認するほか、定期的に修得単位証明書の提出を求めることができる。 2 (略) 3 受給者は、当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に係る市民税の課税状況が変わったとき又は世帯を構成する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に異動があったときは、その事実を確認できる書類を添付のうえ、<u>四日市市高等職業訓練促進給付金等申請内容変更届</u>（第5号様式）により所長に届け出なければならない。	養成機関の在籍状況を確認するほか、定期的に修得単位証明書の提出を求めることができる。 2 (略) 3 受給者は、当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に係る市民税の課税状況が変わったとき又は世帯を構成する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に異動があったときは、その事実を確認できる書類を添付のうえ、<u>四日市市高等職業訓練促進給付金申請内容変更届</u>（第5号様式）により所長に届け出なければならない。
--	--

第1号様式から第5号様式までを次のように改める。

第1号様式（第8条関係）

四日市市高等職業訓練促進給付金等支給申請書

年 月 日

四日市市社会福祉事務所長

申請者

四日市市（高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練促進継続給付金・高等職業訓練修了支援給付金・高等職業訓練修了支援特別給付金）の支給を受けたいので下記により申請します。

※いずれかを○で囲んでください。

フリガナ			生年月日	年 月 日	
氏 名				(歳)	
住 所	(〒 —)		電話 ()		
過去の受給の有無	過去に高等職業訓練促進給付金等を受けたことが ある ・ ない 過去に高等職業訓練促進継続給付金等を受けたことが ある ・ ない				
養成機 関及び 修業内 容につ いて	養成機関名				
	住 所		電話 ()		
	修 業 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		養成区分	昼間・夜間・通信
	修業に係る資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・ その他 ()			
	訓練促進給付金	准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する予定が ある ・ ない			
	訓練促進継続給付金	高等職業訓練促進給付金の受給時から引き続き修業する養成機関で ある ・ ない			
希望する支払い 金融機関	金融機関名			口座の種類 普通 ・ 当座 ・ その他	
	支店名			口座番号	
	口座名義（フリガナ）				
	☐ 公金受取口座を利用します。				
児童扶養手当の 受給状況	受給している ・ 受給していない				
高等職業訓練促進給付金等の支給事務に当たり、四日市市社会福祉事務所長が市の保有する私に関する個人情報（ ）を利用することに同意します。 年 月 日 住所 氏名					

申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について			
1 氏名	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生（ ）歳
住所	(〒 -)		続柄
2 氏名	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生（ ）歳
住所	(〒 -)		続柄
3 氏名	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生（ ）歳
住所	(〒 -)		続柄
4 氏名	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生（ ）歳
住所	(〒 -)		続柄
5 氏名	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生（ ）歳
住所	(〒 -)		続柄
備考			

第2号様式（第9条関係）

四日市市高等職業訓練促進給付金等支給（不支給）決定通知書

第 号
年 月 日

様

四日市市社会福祉事務所長 印

年 月 日付けで申請のありました高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練促進継続給付金・高等職業訓練修了支援給付金・高等職業訓練修了支援特別給付金は、下記のとおり支給する・支給しない ことに決定しましたので通知します。

フリガナ			生年月日	年 月 日 (歳)
氏 名				
住 所		(〒 -)		
養成 機関 及び 修業 内容	養成 機関 名			
	修 業 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	養成区分	昼間・夜間・通信
	資 格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・ その他 ()		
支 給 額		月額 円		
支給対象期間		年 月 日 ~ 年 月 日		
振 込 口 座		銀行 支店・本店 ()		
不 支 給 理 由				
(備考)				

第3号様式（第9条関係）

請 求 書

（高等職業訓練促進給付金 ・ 高等職業訓練促進継続給付金 ・
高等職業訓練修了支援給付金 ・ 高等職業訓練修了支援特別給付金）

年 月 日

四日市市長

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱第9条第2項により、次の金額を請求します。

請求金額 円 （ 年 月分）

住所

氏名

※署名または記名押印

第4号様式（第10条関係）

四日市市高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届

提出日 年 月 日

氏 名	フリガナ
住所・電話番号	
受給資格がなくなった理由	・ 法第 6 条第 1 項又は 2 項に規定する配偶者のない者でなくなったため ・ 四日市市に住所を有しなくなったため ・ 養成機関への修業を取りやめたため ・ その他 ()
理由が発生した日	年 月 日
上記のとおり、四日市市高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練継続給付金・高等職業訓練修了支援給付金・高等職業訓練修了支援特別給付金を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。 四日市市社会福祉事務所長 あて 氏名	

第5号様式（第10条関係）

四日市市高等職業訓練促進給付金等申請内容変更届

フリガナ 氏名		生年 月日	年　月　日 (　　　歳)
住所	(〒　　　ー　　　)		電話(　　　)－
変更理由	・受給者または、同一世帯に属する者の市民税の課税の状況がかわったため ・世帯を構成する者に異動があったため ・その他()		
理由が発生した日	年　月　日		
上記のとおり、四日市市高等職業訓練促進等給付金の申請内容が変更になりましたので届け出ます。 年　月　日 四日市市社会福祉事務所長　あて 氏名			

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

(こども未来部こども家庭センター)